

○宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科担当教員の資格審査に関する規程

〔平成 26 年 2 月 7 日  
制 定〕

改正 平成 26 年 7 月 2 日 平成 27 年 3 月 6 日  
令和 2 年 1 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科（以下「研究科」という。）担当教員の資格審査に関し、必要な事項を定める。

(研究科担当教員)

第 2 条 研究科担当教員は、次の各号に掲げる教員とする。

(1) 研究指導教員

宮崎大学（以下「本学」という。）の医学部及び農学部獣医学科、フロンティア科学総合研究センター、産業動物防疫リサーチセンター及びテニュアトラック推進室の教授、准教授及び講師で、研究科博士課程及び修士課程の学生の研究指導を担当する資格を有する教員

(2) 授業担当教員

本学の医学部、農学部獣医学科、フロンティア科学総合研究センター、産業動物防疫リサーチセンター及びテニュアトラック推進室の教授、准教授、講師及び助教で、研究科博士課程及び修士課程の授業を担当する資格を有する教員

(3) 補助指導教員

次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当する本学の医学部、農学部獣医学科、フロンティア科学総合研究センター、産業動物防疫リサーチセンター及びテニュアトラック推進室の助教で、研究指導教員の推薦があった場合、研究科長が研究科博士課程及び修士課程の研究指導や授業の補助を命ずる教員

(ア) 助教としての在職期間が 6 月以上の者

(イ) 博士の学位を有する者又は博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者で、修士課程修了後 5 年以上の研究歴を有する者、医学部、歯学部若しくは獣医学科を卒業後 6 年以上の研究歴を有する者又は大学（短大を除く。）卒業後 8 年以上の研究歴を有する者

(資格審査の付議)

第 3 条 研究科長は、前条第 1 号及び第 2 号の研究科担当教員に係る資格審査の必要が生じたときは、別に定める教員候補者調書一式を添え、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に資格審査を付議する。

(資格審査の判定)

第 4 条 資格審査は、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）が、別に定める基準により判定を行い、研究科委員会に報告する。

(資格審査判定の可否)

第 5 条 研究科委員会は、前条の運営委員会からの報告に基づき、可否投票を行い、資格審査判定について議決する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、研究科担当教員の資格審査に関し必要な事項は研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 8 日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。